

酒類業組合員資格承認申請書の記載要領

1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第9条第2項ただし書（第4項ただし書）の規定により、組合員の資格について、酒造組合において、二以上の酒類の品目を定款で定めること又は酒販組合において業態を卸売及び小売と定めることの承認を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区 分	申請者又は設立しようとする酒類業組合	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1)以外の酒類業組合で一都道府県の区域又は一都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(3)	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

3 当該承認を受けようとする場合には、「酒類業組合等名称例外承認申請書」又は「酒類業組合(連合会、中央会)定款変更認可申請書」を併せて提出しなければならない場合があります。